

○千葉科学大学兄弟姉妹学納金減免規程

(目的)

第1条 この規程は、千葉科学大学に兄弟姉妹で在籍する学部生及び大学院生（以下「学生」という。）を対象として、学納金減免を行い、経済的負担を軽減することを目的とする。

(対象)

第2条 減免制度の対象となる学生は、兄弟姉妹と在学期間が重複する学生（以下、「減免対象学生」という。）とし、以下の要件を全て満たすものとする。

- 1) 戸籍上、兄弟姉妹であること。
- 2) 申請時、兄姉が休学あるいは休学申請を行っていないこと。
- 3) 申請時、兄姉が学納金を滞納していないこと。
- 4) 兄姉が留年していないこと。
- 5) 兄姉が千葉科学大学学則第49条に定める懲戒処分を受けていないこと。

(減免内容)

第3条 減免対象学生は弟妹が入学した初年度のみ、上級年次の減免対象学生の当該学科又は専攻の授業料（以下、「授業料」という。）を半額免除とし、最も下級年次の減免対象学生の入学金を10万円免除とする。

ただし、当該減免対象学生が同一年次に在籍する場合、兄姉に該当する減免対象学生の授業料を入学した初年度のみ半額免除とし、一番下の弟妹に該当する減免対象学生の入学金を10万円免除とする。

(減免等の重複等)

第4条 減免対象学生が本学の設ける他の入学金減免制度又は授業料減免制度の対象となる場合の取扱いは以下のとおりとする。

(入学金)

- 1) 本学が設ける他の入学金減免制度と重複する場合、免除金額の大きい減免制度を適用し、兄弟姉妹学納金減免制度の減免の対象外とする。

(入試特待生)

- 2) 入試特待生制度と重複する場合、入試特待生制度により、授業料が減免されている期間は減免の対象外とする。

(学業奨学生等)

- 3) 学業奨学制度及び自然災害による修学困難学生に対する授業料等減免措置に定める減免との重複は妨げない。

(高等教育の修学支援新制度)

- 4) 大学等における修学の支援に関する法律(令和元年法律第8号)に基づき、授業料等減免制度の対象者となった場合、まず当該制度の減免を適用し、その残額に対して本規程に基づく減免措置をする。

(減免の取消)

第5条 減免対象学生が次の各号のいずれかに該当する場合、減免対象学生の減免を取消す。

- 1) 兄弟姉妹の重複在学期間が解消したとき
- 2) 減免対象学生が休学したとき(ただし、学長がやむを得ないと判断した場合を除く)
- 3) 減免対象学生又は減免対象学生の兄弟姉妹のいずれかが学納金を滞納したとき
- 4) 減免対象学生が千葉科学大学学則第49条に定める懲戒処分を受けたとき

(減免方法)

第6条 学納金の減免方法については、秋学期の学納金より授業料を減ずる。また入学金においては、第3条に定める金額を入学後に返還する。

- 2 前条第2号によって減免の取消が行われたときは、減免金額を月割り計算し、休学日以降の減免金は徴収する。

(申請)

第7条 減免対象学生は、所定の書類を添え、大学が定める期間中に学生課に千葉科学大学兄弟姉妹学納金減免申請を行わなければならない。

- 2 次年度以降も継続して減免を希望する場合は、1年度ごとに同様の申請を行わなければならない。

(上申)

第8条 学長は、前条の千葉科学大学兄弟姉妹学納金減免申請について、千葉科学大学協議会の審議を経て決定し、理事長に上申することとする。

(承認)

第9条 理事長は、学長の上申に基づき、減免となる学生を承認する。なお、奨学金の実績については理事会で報告するものとする。

(報告の義務)

第10条 学納金の減免の承認を受けた学生は、次の各号に該当する事象が発生した場合、直ちに学生課に報告しなければならない。

- 1) 本人又は保護者の住所変更、その他重要事項に変更があったとき。
- 2) その他減免の資格を喪失したとき

(事務)

第11条 千葉科学大学兄弟姉妹学納金減免に関する事務は、学生課が行う。

(雑則)

第12条 本規程に定めるもののほか、千葉科学大学兄弟姉妹学納金減免における必要な事項は、大学協議会の審議を経て学長が決定する。

(改廃)

第13条 この規程の改廃は、大学協議会の審議を経て学長が行う。

附 則

この規程は、平成27年4月1日より施行する。

なお、この規程の制定に伴い平成26年4月1日施行の千葉科学大学兄弟姉妹学納金減免制度についての申し合わせを廃止する。

附 則

この改正規程は、平成27年9月1日より施行する。

附 則

この改正規程は、平成28年4月1日より施行する。

附 則

この改正規程は、平成30年9月16日より施行する。

附 則 (令和2年7月2日 第4回千葉科学大学協議会)

この改正規程は、令和2年9月1日より施行する。

附 則 (令和3年3月4日 第11回千葉科学大学協議会)

この改正規程は、令和3年4月1日より施行する。

ただし、令和3年度以前に入学の学生については、第2条及び第3条は従前の規定による。

附 則 (令和3年11月4日 第6回千葉科学大学協議会)

この改正規程は、令和3年11月4日より施行する。

ただし、第6条第2項は、令和3年4月1日より適用する。